破産手続廃止

平成２９年（フ）第２１号
徳島県那賀郡那賀町木頭和無田字ヒガシタイラ17番地の２
破産者　四国横井林業有限会社
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第３２号
新潟県上越市板倉区吉増862番地１
破産者　株式会社芳栄
１　決定年月日　平成30年４月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第２５号
福岡県北九州市小倉北区京町４丁目６番18号京町スカイマンション302号
破産者　九州テクニカル株式会社
１　決定年月日　平成30年４月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１９号
山口県岩国市由宇町千鳥ケ丘１丁目１番１号千鳥ケ丘病院、住民票上の住所山口県岩国市平田６丁目56番１―101号　住民票上の旧住所山口県岩国市平田１丁目27番93号
破産者　村中　保伸
１　決定年月日　平成30年４月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１４７４号
埼玉県白岡市小久喜1413番地　ウェルガーデン白岡105
破産者　菊池　昭夫
１　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
２　一般調査期日　平成30年５月22日午前10時15分
平成30年４月６日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８１４号
福岡市早良区田隈１丁目34番15号
破産者　宮浦　　剛
１　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
２　一般調査期日　平成30年６月５日午前10時30分
平成30年４月３日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８４５号
福岡県筑紫野市俗明院２丁目５番15―102号
破産者　下津浦　徹
１　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
２　一般調査期日　平成30年５月18日午後１時30分
平成30年４月４日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８７号
新潟県上越市新光町３―18―６　いちょうの木の家111号室、住民票上の住所新潟県上越市大潟区上小船津浜258番地
破産者　佐藤　　剛
１　破産債権の届出期間　平成30年５月８日まで
２　一般調査期日　平成30年６月18日午前11時
平成30年４月９日　新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第２８５号
福岡県筑紫野市大字原711番地２
破産者　コスモデザインこと　宮園　雄二
１　破産債権の届出期間　平成30年５月11日まで
２　一般調査期日　平成30年５月25日午前11時30分
平成30年４月６日
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６１８号
大阪市住之江区御崎６丁目15番24号喜田マンション203
破産者　松田　光史
１　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
２　一般調査期日　平成30年６月28日午後２時
平成30年４月６日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２１０７号
東京都千代田区永田町２丁目11番１号山王パークタワー21階
清算株式会社　株式会社ジーテラス
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成３０年（ヒ）第２００８号
東京都渋谷区道玄坂２丁目11番１号
清算株式会社　ピュレカ株式会社
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成３０年（再）第３号
埼玉県比企郡鳩山町大字大橋1186番地２
再生債務者　株式会社鳩山カントリークラブ
１　決定年月日時　平成30年４月６日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年８月６日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成30年９月10日から平成30年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第１２号
秋田市南通宮田19番２号（前住所）秋田市旭川清澄町13番８号　リーヴァきよすみＢ―７号
再生債務者　畠山　義信
１　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年４月27日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月11日から平成30年５月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（再イ）第２３号
埼玉県草加市谷塚仲町358番地　サニーハイツ202号
再生債務者　鈴木　雅貴
１　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年４月27日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月11日から平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成３０年（再イ）第１０号
長野県上水内郡飯綱町大字赤塩2234番地
再生債務者　小出　英輝
１　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年４月27日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月11日から平成30年５月18日まで
長野地方裁判所民事部再生係

平成３０年（再イ）第６９号
名古屋市緑区篭山２丁目703番地　アーバンホーム102号
再生債務者　有馬　博巳
１　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年４月27日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月７日から平成30年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第２８号
愛知県稲沢市六角堂東町２丁目８番地３
再生債務者　金城　光秋
１　決定年月日時　平成30年４月６日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年４月27日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月７日から平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部